説 明 資 料

〔個別のサポートが必要な納税者への対応〕

令和 4 年 10 月 28 日 (金) 国 税 庁

目次

1	確定申告期における対応	•	•		•	•		•	•	•	•	•	•	•	•		3
2	確定申告会場における対応		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	C
3	税務署庁舎における対応	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	2
4	国税庁におけるウェブアク	セ	シ	ビ	IJ	テ	1	^	の	対	応	•	•	•	•	1	5

確定申告期における対応

- ▶ 国税庁においては、納税者が税務署等に行かずにいつでも申告ができるよう、自宅等からの電子申告を推進しており、特に、スマートフォンを利用した自宅等からの申告は年々増加しているところ。
- ▶ 例えば、スマートフォンのカメラで給与所得の源泉徴収票を読み取り、所定の項目に金額等を自動入力する機能を追加。
- ▶ また、これまではパソコンで申告書を電子的に提出する際、マイナンバーカードを読み取るためにICカードリーダライタを用意する必要があったが、これをスマートフォンで代替できる機能が追加されるなど、利便性の向上を図っている。

【自宅等からのe-Tax利用を推進に向けた広報・機能改善】







確定申告期における対応

▶ 令和2年分の確定申告より、申告に必要な控除証明書等のデータをマイナポータル経由で一括取得し、申告書に自動入力する機能(マイナポータル連携)を実現。マイナポータル連携の対象データを順次拡大するなど、更なる利便性向上に取り組んでいる。

【自宅等からのe-Tax利用を推進に向けた広報・機能改善】



